

経営財務かわら版

一步先を目指す経営者のための情報紙

第 142 号

令和 7 年 5 月

発行：税理士法人杉田会計アソシエーツ
〒163-0644
東京都新宿区西新宿 1-25-1 新宿センタービル 44F
TEL(03)5322-3591 FAX(03)5323-3660

令和 7 年度税制改正では、所得税の「年収 103 万円の壁」をめぐる基礎控除の特例の創設、給与所得控除額等の見直しがされています。

これらの改正制度は、いずれも令和 7 年分については、年末調整で改正制度が適応されることになります

主な改正ポイント

1. 基礎控除の引上げと所得に応じて基礎控除の額を加算する「基礎控除の特例」の創設

- ・基礎控除：合計所得金額が 2,350 万円以下の個人については控除額が 10 万円引上げられ、58 万円になります。
- ・特例により基礎控除に所得により①37 万、②30 万円、③10 万円、④5 万円が加算されます。

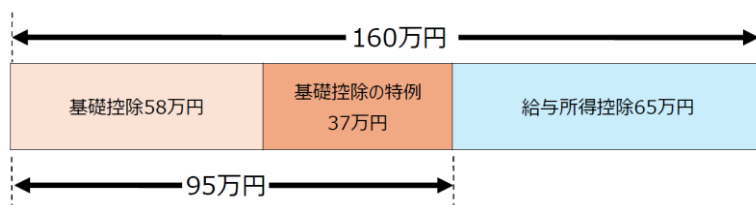
① の加算は恒久措置ですが、②③④の加算については、令和 7 年及び 8 年の分の時限措置とされています。

※個人住民税の基礎控除は改正なし

2. 給与所得控除は年収 190 万まで 65 万円控除

給与所得控除では、最低保障額を 10 万円引上げ 65 万円となります。その結果給与等収入が 160 万円まで所得税が非課税になります。

※給与収入が 160 万円まで非課税（イメージ）



年収 190 万円以下の場合基礎控除の特例 37 万円は恒久措置。

3. 特定親族特別控除の創設

これまで、大学生年代の子等がアルバイト等をして年間給与収入が 103 万円（103 万円－55 万円（給与所得控除額）＝合計所得金額 48 万円）を超えると、扶養控除の対象外となり、親は 63 万円の控除を一切受けることができませんでした。改正後は、特定親族特別控除の適用により、子の年間給与収入が 150 万円（合計所得金額 150 万円－65 万円＝85 万円）以下であれば、63 万円の控除を受けることができます。年間収入金額が 150 万円超の場合でも、控除額が直ちに 0 円となることはなく、控除額が 3 万円まで段階的に通減する配偶者特別控除のような控除通減方式となります。

特定扶養親族の要件

- ① 生計を一にする「年齢が 19 歳以上 23 歳未満」の親族であること
- ② 居住者の「配偶者及び青色事業専従者等に該当しない」こと
- ③ 親族の「合計所得金額が 58 万円超 123 万円以下（年間給与収入が 123 万超 188 万円以下）」であること

※改正後における大学生年代の子等を有する納税者の控除イメージ

